福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和４８年福井市規則第１１号。以下「規則」という。）及び福井県住み続ける福井支援事業～持続可能な住まい・地域づくり支援～補助金交付要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　この要綱は、福井市住宅基本計画に基づき、親世帯や子世帯と離れて暮らす世帯で、新たに多世帯で近居をしようとする世帯に対して、中古住宅の取得に係る経費の一部を補助することにより、多世帯での近居を推進し、ふくいらしい魅力的な住環境の推進に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 多世帯近居　住民票の異動を伴う転居をする世帯と直系尊属又は直系卑属（直系卑属の単独世帯は除く。）の世帯が、複数の世帯で市内の同一小学校区内に別に居住することをいう。

(2) 直系卑属の単独世帯　子や孫からなる、構成人数が１人の世帯をいう。

(3) 世帯　住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。

(4) 中古住宅　建設工事の完了の日から起算して１年を経過し、または居住の用に供されたことがある一戸建て住宅（住宅部分の床面積が２分の１以上の併用住宅を含む。）をいう。

（5） 居住誘導区域　都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）第８１条の規定により策定した福井市立地適正化計画で位置づける居住誘導区域をいう。

（6） 子ども３人以上世帯　１８歳になった日の属する年度の３月３１日までの子が３人以上いる世帯をいう。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、近居予定者と別の小学校区に暮らす者で、新たに多世帯近居するために、中古住宅を取得し、この住宅に居住する者とする。

２　前項に掲げる補助対象者は、第５条に規定する補助対象住宅を取得後、１０年以上居住する見込みがある者でなければならない。

３　前２項に掲げる補助対象者は、次のいずれにも該当しない者であることとする。

（1） 過去に、この要綱による補助金を受けたことのある者

（2） 補助金の交付の対象となる経費において、国又は地方公共団体による他の補助金を受けている者

（3） 市町村税の滞納のある者

（4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員

（5） 前各号に掲げる者のほか市長が不適当と認める者

４　前各項の規定に適合する者が２名以上いる場合は、その中で代表となる者１名を補助対象者とする。

（補助対象住宅）

第５条　補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の全てに該当する住宅とする。

（1） 宅地建物取引業者が仲介する住宅又は売り主となる住宅

（2） 売買契約により購入する中古住宅（相続、贈与による住宅取得、２親等以内の親族間の売買、個人間売買を除く。）

（3） 第１１条に規定する実績報告時に、固定資産課税台帳に登録されていることが確認できるもの

（補助対象経費）

第６条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象住宅の購入に要する費用とする。

（補助金の額）

第７条　補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の最小の額とする。

（1） 補助対象経費に相当する額（１，０００円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）

（2） ２００，０００円

２　補助対象住宅が居住誘導区域内にある場合には、前項中「２００，０００円」を「３００，０００円」と読み替える。

３　補助対象住宅が次の全てに該当する場合には、第１項第２号に規定する額に３００，０００円を加算する。

（1） 居住誘導区域内にある住宅

（2） 子ども３人以上世帯が居住する住宅

４　補助金の交付は、一の住宅につき１回とする。

（交付申請）

第８条　補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象住宅の購入に係る売買契約の前に、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に別表１に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第９条　市長は、規則第４条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付決定通知書（様式第２号)により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（着手、変更、取下げ）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた者は、交付決定通知があった日から３月以内に補助対象住宅の購入に係る売買契約を締結するものとし、当該通知日の属する年度の３月３１日までに、補助対象住宅の引渡を受け多世帯近居を開始しなければならない。

２　補助金の交付の決定を受けた者は、補助内容又は補助金の額に変更（軽微な変更を除く。）が生じる場合は、変更に係る売買契約の前に、市長に福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付変更申請書（様式第３号）を提出しなければならない。

３　前条の規定は、前項の規定による申請があった場合に準用する。

４　補助金の交付の決定を受けた者は、交付申請を取り下げる場合は、市長に福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付申請取下げ届（様式第４号）を届け出なければならない。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象住宅を取得し多世帯近居を開始したときは、規則第１１条の規定により、当該通知日の属する年度の３月３１日までに、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業完了実績報告書（様式第５号）に別表２に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第１２条の規定により、交付する補助金の額を確定し、福井

市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金額確定通知書（様式第６号）により、当該実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第１３条　前条の通知を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第１４条の規定により、福井市多世帯近居中古住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１４条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他の不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第４条の要件を満たさなくなったとき。

(3) 交付決定通知があった日から３月以内に売買契約を締結しないとき。

(4) 完了実績報告書を第１１条に規定する日までに提出しないとき。

(5) 補助金の交付の決定を受けた者又は補助対象住宅について、市長がこの要綱の目的に反することがあると認めたとき。

(6) 取下げ届を受理したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合には、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（個人情報の利用目的）

第１５条　市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

（委任）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、令和６年３月３１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第８条関係）　申請書に添付する関係書類

（1）多世帯近居中古住宅取得概要書
（2）売買価格の分かるもの
（3）中古住宅の写真（住宅全体）
（4）図面（付近見取図、平面図）
（5）中古住宅であることが分かるもの（登記事項証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、課税明細書等）
（6）申請者世帯及び近居世帯の関係を示すもの（戸籍謄本、婚約証明書等）
（7）申請者世帯及び近居世帯の住民票
（8）申請者世帯及び近居世帯の市町村税の納税証明書（非課税の者は非課税証明書）
（9）その他市長が必要と認める書類

別表２（第１１条関係）　完了実績報告書に添付する関係書類

（1）売買契約書の写し
（2）領収書の写し
（3）補助対象住宅に転居した者の住民票
（4）固定資産税課税台帳記載事項証明書
（5）その他市長が必要と認める書類